

# 令和6年度予算成立

## 新規・拡充事業の一部を紹介します

新年度の市の予算が、3月22日開催の令和6年第1回市議会定例会で可決され成立しました。市長公約に基づく新規・拡充事業の一部を紹介します。各事業に関する詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

### 学校給食費の無償化

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市立小・中学校に通う児童・生徒の学校給食費を無償化しました。所得制限はありません。

■小学校 市長公約に基づいて、恒久的な制度として実施

■中学校 都事業の活用により、令和6年度について実施

問学校給食課 ☎(529)351

### 低学年児童用GPS端末 未購入費の助成

子どもの登下校時の位置情報などを保護者のスマートフォン等から確認できるGPS端末の購入費用の一部を助成します。

■対象者 次のすべてに該当する方▽児童・保護者ともに市内に住所がある▽国公立の小学校または義務教育学校前期課程に在籍する1年生～3年生の児童の保護者の方

■助成額 児童1人につき上限1万円(端末1台分)

■申請方法 電子申請、または

申請書(市ホームページからダウンロード可)に①購入の事実が確認できる書類②製品仕様書が確認できる書類③位置情報検索サービスの内容と申込状況が確認できる書類を添えて、直接、または郵送で学務課学務係(市役所2階61番窓口)内線2517へ

■対象者 次のいずれかに該当する市民の方▽保育園等(0歳～5歳児クラス相当)の待機児童の保護者の方▽保育園等(0歳児クラス)に申し込まず、1年間の育児休業を満了して復職する保護者の方(復職した日から)▽夜間帯の保育を必要とする保護者の方

■助成後の利用者負担額 1時間当たり150円(税込)。事業者の規定により、登録料や保険料等が別途かかります)

■利用可能時間 1日11時間まで、かつ月220時間まで(保育認定時間により異なります)

問保育課庶務係・内線1320

### 認証保育所・企業主導型保育施設利用者の負担軽減

市内在住の認証保育所の利用者を対象に交付している保育料の負担軽減補助金について、基準を満たす企業主導型保育施設の利用者を新たに対象に加えるとともに、第1子への補助上限月額を引き上げます。

市内の園を利用する場合は、4月下旬以降、園を通じて補助金の詳細や申請方法をご案内する予定です。市外の園を利用する場合は、保育課までお問い合わせください。

問保育課給付係・内線1324

### ベビーシッター利用料の一部を助成

保育園が決まらずお困りの方や、夜間の保育を希望する方などに、ベビーシッター利用料の一部を助成します。

ランス)の変化に対する補正具にかかる費用の一部を助成します。

■対象者 医療用ウィッグや胸部補正具等を購入・レンタルした市民の方

■申込期限 購入・レンタルから1年以内

■補助金額 上限5万円

■補助回数 申し込み1回につき器具1つ、生涯で2回まで

■申込方法 交付申請書(市ホームページからダウンロード可)に、①診断書、診療明細書またはお薬手帳など②対象品目を購入・レンタルした際の領収書③本人確認書類(運転免許証など)を添えて、直接、または郵送で健康推進課保健事業係(〒190-0001高松町3-22-9健康会館内)☎(527)3272へ

### 障害児・障害者の移動支援事業の利用範囲拡充

障害児・障害者の移動支援事業の利用範囲を拡充するとともに、ヘルパー単価の報酬を引き上げ、利便性の向上につなげます。

■新たな利用範囲(例)▽通学▽障害福祉サービスの通所▽自宅以外の場所からの移動▽自宅以外の場所への移動

■移動支援ヘルパーの報酬単価の引き上げ 1時間当たり2000円から2300円へ引き上げます。利用者負担は10%(1時間当たり230円)となります(住民税非課税世帯は負担なし(無料)で利用できます)。

問障害福祉課障害福祉係・内線1517

### タクシー・リフトタクシー・ガソリン費の助成対象等の見直し

心身に障害がある方を対象とするタクシー・リフトタクシー・ガソリン費の助成対象等について、入院中の方も交付対象となりました。また、世帯の定義を「住民基本台帳上」と明記しました。

対象や助成額など、くわしくは「広報たちかわ」3月25日号や市ホームページをご覧ください。

問障害福祉課障害福祉係・内線1519

### ストマ用装具の給付基準額の引き上げ

病気や事故のために腹部にストマ(人工肛門・人工膀胱)を造設した方が装着する「ストマ用装具」に対する給付基準額を引き上げました。

■対象 身体障害者手帳をお持ちの市民の方で、ストマ(人工肛門、人工膀胱)を造設した方

■引き上げ後の給付基準額▽消化器系Ⅱ月額9900円▽尿路系Ⅱ月額1万3000円

問障害福祉課障害福祉係第一係・内線1522

### コンビニ証明書交付手数料10円キャンペーン

令和6年度に限り、コンビニエンスストアで交付する市の証明書の交付手数料を10円に変更します。この機会にマイナンバーカードをご活用ください。

■コンビニ交付に必要な物▽

利用者証明用電子証明書を設定したマイナンバーカードまたはスマートフォン

■キャンペーン期間 令和7年3月31日まで(年末年始を除く)

■利用時間 午前6時30分～午後11時

■発行方法 マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストアでお手続きください

問市民課管理係・内線1360

### ワクチン接種による健康被害の申請にかかる文書料の助成

予防接種法に基づくワクチン接種によって、病気になったり障害が残ったりするなど健康被害が生じた場合、国の予防接種健康被害救済制度を利用することができません。

この救済制度を利用するためには、申請の際に医療機関から必要書類を入手する必要があり、その際に文書料等の費用負担が生じます。

市は、この費用負担を軽減するため、独自施策として「立川市予防接種健康被害申請費助成金制度」を設け、令和6年度から助成します。

なお、令和6年3月末まで特別臨時接種(無料接種)として実施してきた新型コロナウイルスワクチン接種で健康被害にあらわれた方についても、遡って助成の対象となります。

問健康推進課▽新型コロナウイルスワクチン接種等担当係・内線4776▽予防健診係・内線4741

